

日本比較法研究所・独日法律家協会合同シンポジウム

「裁判員裁判に関する日独比較法の検討」開催について(報告)



日本比較法研究所 所員 椎橋 隆幸

2015年10月4日(日)、日本比較法研究所・独日法律家協会(以下、「DJJV」という)共催で、標記シンポジウムが開催されました。

裁判員裁判制度は、2009年の開始から6年が経ち、約8000件が実施されました。広く国民が刑事裁判に参加することにより、裁判が身近になる、司法に対する国民の信頼が向上する、といった制度目的が掲げられていましたが、裁判員裁判制度の問題点や、制度自体への批判も指摘され、国民の関心は依然として大きいものがあるといえます。当日は、予定を上回る140名もの出席者を得て、このテーマへの関心の高さを感じるとともに、日独比較法の視点からの検討がいかに意義深いものであるかも明らかになりました。貴重な報告、コメントをいただいた先生方、積極的な討論に参加していただいた出席者のみなさま、このシンポジウムを開催・運営するにあたり、ロバート・ボッシュ財団、公益財団法人社会科学国際交流江草基金、日本比較法研究所研究基金から、多大なご援助をいただいたことと、ジン教授が所長をされている欧州・国際刑事法センター(ZEIS)から多大なご協力をいただいたことにこの場を借りて、厚く御礼申し上げます。以下、簡単にシンポジウムの様子を報告致します。

基調報告：比較法的に見た裁判員制度の特徴とその運用実態及び課題



椎橋隆幸教授(中央大学法科大学院)より、最高裁判所の「裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会」座長のご経験も踏まえ、裁判員制度創設の経緯と目的、裁判員法の内容と運用状況が報告されました。さらに課題としては、公判前整理手続きの迅速化、裁判員選任の困難さや、控訴審の役割、事実誤認の審査および量刑判断の在り方等、個別セッションのテーマにもかかわる問題提起がありました。

セッション1：刑事裁判への国民参加の意義およびその正当性

小木曾綾教授（中央大学法科大学院）より、日本の裁判員裁判制度の創設の意義とされている「司法への国民参加」について、コモン・ロー法系の陪審裁判、大陸法系の参審制度について、歴史的、思想的背景などから、制度の理念を問い直し、裁判員制度を支える根拠として政策目的を挙げ、平野龍一教授や松尾浩也教授の論考を紹介し、刑事裁判への国民参加が、犯罪を生む社会的な背景や刑罰のもつ意味について国民の理解が深まるきっかけとなるところにこの制度を維持する積極的な意義が見いだされるのではないかとする報告がありました。



小木曾綾教授(中央大学法科大学院)



アルントウ・ジン教授(オスナブリュック大学法学部)

これに対し、アルントウ・ジン教授（オスナブリュック大学法学部）から、「ドイツの刑事手続きにおける素人裁判官・参審員の意義」として、参審員制度の指導側面としての民主主義原則、素人参加に対する批判、実務における素人関与に関し 2010 年にはじめて実施された参審員の判断態様に関する最新の研究成果について、ドイツでの具体的な実施状況に基づく報告をいただきました。

上富敏伸氏（法務省大臣官房）から、最高裁判所が昨年から今年にかけて実施した、裁判員経験者に対するアンケートと、経験者に限らない国民一般の意識調査の結果から、裁判員裁判は肯定的な評価を得、司法への国民の理解と関心は高まる方向にあることが紹介され、また、公判前整理手続等、裁判員制度と同時に刑事手続きに導入された制度や、裁判員制度の導入により、実務上の刑事裁判の運用に生じた変化についてコメントされました。

カーステン・ゲーデ教授（ブツェリウスロースクール）からは、（1）参審員・裁判員制度は民主主義を体現する制度であるものの、訴訟法上のあらゆる問題を解決するものではなく、とりわけ捜査段階での適正手続の確保も重要であること、（2）参審員制度の制度的意義は理論的なものにとどまらず、現実的な効果も有



第1セッション 左からコメンテーター、報告者、司会者

しており、今後、さらなる発展を遂げるには、参審員への証拠開示の許容、参審員からの質問率の増加、経済刑事手続への参加などが検討されるべき課題であること、（3）裁判員制度に関わる一連の立法技術は、ドイツからも参照されるべき点が多く、とくに裁判の短縮化・迅速化に関する工夫は高く評価されるとのコメントがなされました。

続いて、香川徹也氏(最高裁判所刑事局)の司会による質疑応答とまとめがありました。

セッション2 量刑問題



鈴木彰雄教授(中央大学
法学部)

鈴木彰雄教授(中央大学法学部)より、量刑をめぐる問題状況として、「量刑基準」と「量刑事情」について、近年の学説と実務の一般的な状況をまとめた上で、裁判員裁判における量刑傾向、注目される裁判例として「寝屋川事件」、「青山事件」、「千葉事件」が紹介され、これらに基づき検討すべき課題として、量刑評議のあり方、控訴審における量刑審査について報告されました。

続いて、マーク・トゥリ氏(ハンブルク高等裁判所)より、「ドイツ法における素人裁判官の量刑判断への影響」として、量刑法の根源的特徴、評議、投票の比率、評決の順番、量刑判断に対する社会的・評議力学的な影響力について、10数年にわたる実務経験と、職業裁判官と参審員の法事実的な共同作業及び参審員の訴訟結果に対する影響力の研究結果に基づき報告されました。

これに対し、稗田雅洋氏(東京地方裁判所)より、裁判長として裁判員裁判を担当されたことに加え、過去にドイツで再審制度に関する調査研究に携わられたご経験に基づく日独の違いについてコメントをいただきました。



マーク・トゥリ氏(ハンブルク高等裁判所)



第2セッション 左からコメンテーター、報告者、司会者

この司会による質疑応答とまとめがありました。

ヤン・グロテア氏(DJJV会長)からは、長年、財政裁判所にて、実際に参審員とともに裁判実務にあたられてきた経験から、素人参加制度の重要性及び今後の発展可能性についてコメントを頂戴しました。

この後、井田良教授(慶應



セッション3 控訴裁判所による事実誤認の審査のあり方



柳川重規教授(中央大学法学部)

まず、柳川重規教授(中央大学法学部)より、裁判員制度の導入と控訴制度について、刑事訴訟法の控訴に関する規定の特徴と裁判員制度導入前の実務の運用、導入後の実務における「事実誤認」の理解の変化について、「第1審の事実認定が論理則・経験則に照らして不合理であることを具体的に示しているか」という基準を最高裁判所が適用して処理した事例の紹介を踏まえ、報告されました。

続いて、ヘニング・ローゼナウ教授(ハレ大学法学部)より、「素人参加のもとで行われた事実認定の上告審における職業裁判官による監査」として、日本の状況分析も踏まえ、日本では上訴審では職業裁判官のみが審理を行うことについて、ドイツとの裁判制度の違い、これまでの法改正に基づき詳述され、「上告審の機能拡張」が素人参加にもたらすものについて、さらに、刑事手続きにおける素人参加の意義と目的について考察を加え、日本の高等裁判所においても裁判員裁判を導入すべきではないか、という提案がなされました。

ヘニング・ローゼナウ教授
(ハレ大学法学部)

これに対し、青柳勤氏(東京高等裁判所)より、裁判員裁判制度導入前の第1審、控訴審の在り方と、裁判員裁判導入後の変革について、さらに今後の課題として、第1審の在り方についてドイツの徹底した直接主義・高等主義に見習うべき点があること、控訴審の事実誤認審査の在り方については、第1審判決が破棄される場合には、判決の不合理性について説得力のある客観的かつ具体的な説明をするべきであるとのコメントがなされました。

カーステン・ゲーデ教授(ブツェリウスロースクール)から、(1)上訴審において必ず素人の参加が予定されなければならないことはないが、素人参加制度の意義を埋没させるほどに、上訴審が下級審の判断を軽視してはならない、(2)上告審は、その機能を拡張しているとはいえ、法律審であって書面審査に基づくものであるから、素人の参加は認められない、(3)裁判員裁判・通常裁判の両者に妥当するような、量刑判断及び事実認定についての明確な一般原理を最高裁は打ち立てるべきではないかとのコメントがなされました。

最後に、吉田安志氏(東京地方検察庁)の司会による質疑応答とまとめがありました。



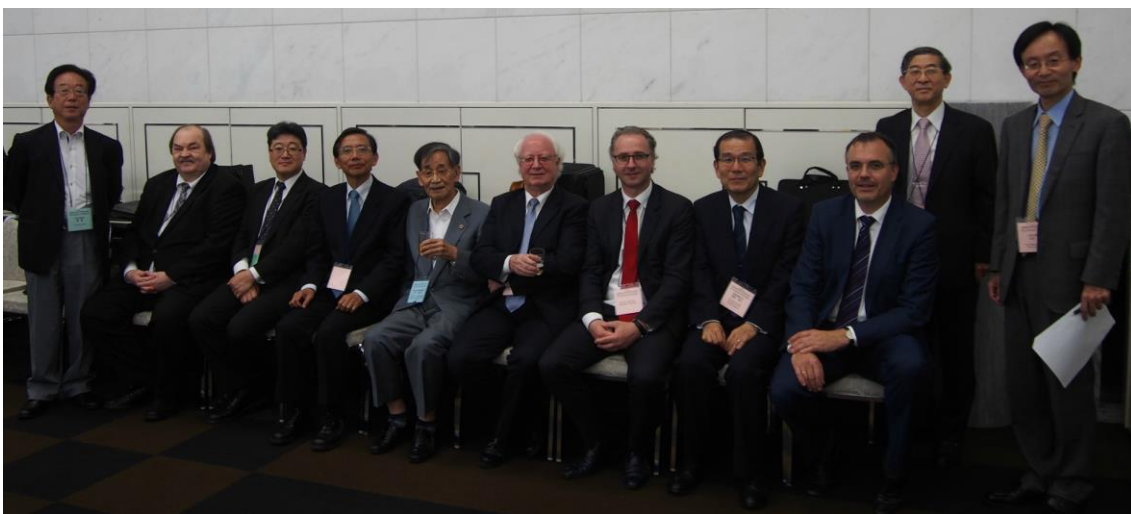
第3セッション 左からコメンテーター、報告者、司会者

シンポジウム終了後のレセプションでは、ドイツとの法学交流の成果について小津博司前検事総長からご祝辞をいただきました。

法制度において、日本はこれまでもドイツから影響を受け、参考とすることが多かったことは知られていることですが、裁判員裁判制度の導入に同様のことが言えます。今回のシンポジウムは、それぞれの国の制度導入にあたり「国民の司法参加」という、司法制度を専門家である研究者と実務家だけのものにしないという出発点が同じであったこと、日独双方の研究と実務が一同に開始、討議を交わすことができ、そこで両国の制度の推移や問題解決の方法が、お互いに非常に刺激的であったこと、そしてまた、法律分野での、古くからの交流と、今後に向けてもその交流に非常に意義があることが再確認されたことなど、本当に中身の濃い、充実した内容になりました。

このサイトでは、フロアとの質疑応答について紹介することができませんでしたが、本シンポジウムの成果は、日本比較法研究所叢書として、可及的速やかにまとめて公刊する予定です。あらためて報告者・コメンテーター・参加者のみなさまに厚く御礼申し上げる次第です。

以上



懇親会にて。左から森勇教授(中央大学法科大学院)、ラインハルト・ノイマン氏(DJJV)、伊藤壽英教授(日本比較法研究所所長)、小津博司氏(前検事総長)、木川統一郎氏(御茶の水法律特許事務所所長)、ヤン・グロテア氏(DJJV 会長)、アルントゥ・ジン教授(オスナブリュック大学法学部)、稲田伸夫氏(法務省事務次官)、ヘニング・ローゼナウ教授(ハレ大学法学部)、椎橋隆幸教授(中央大学法科大学院)、只木誠教授(中央大学法学部)



ありがとうございました！ 伊藤壽英教授(日本比較法研究所所長)とヤン・グロテア氏(DJJV 会長)